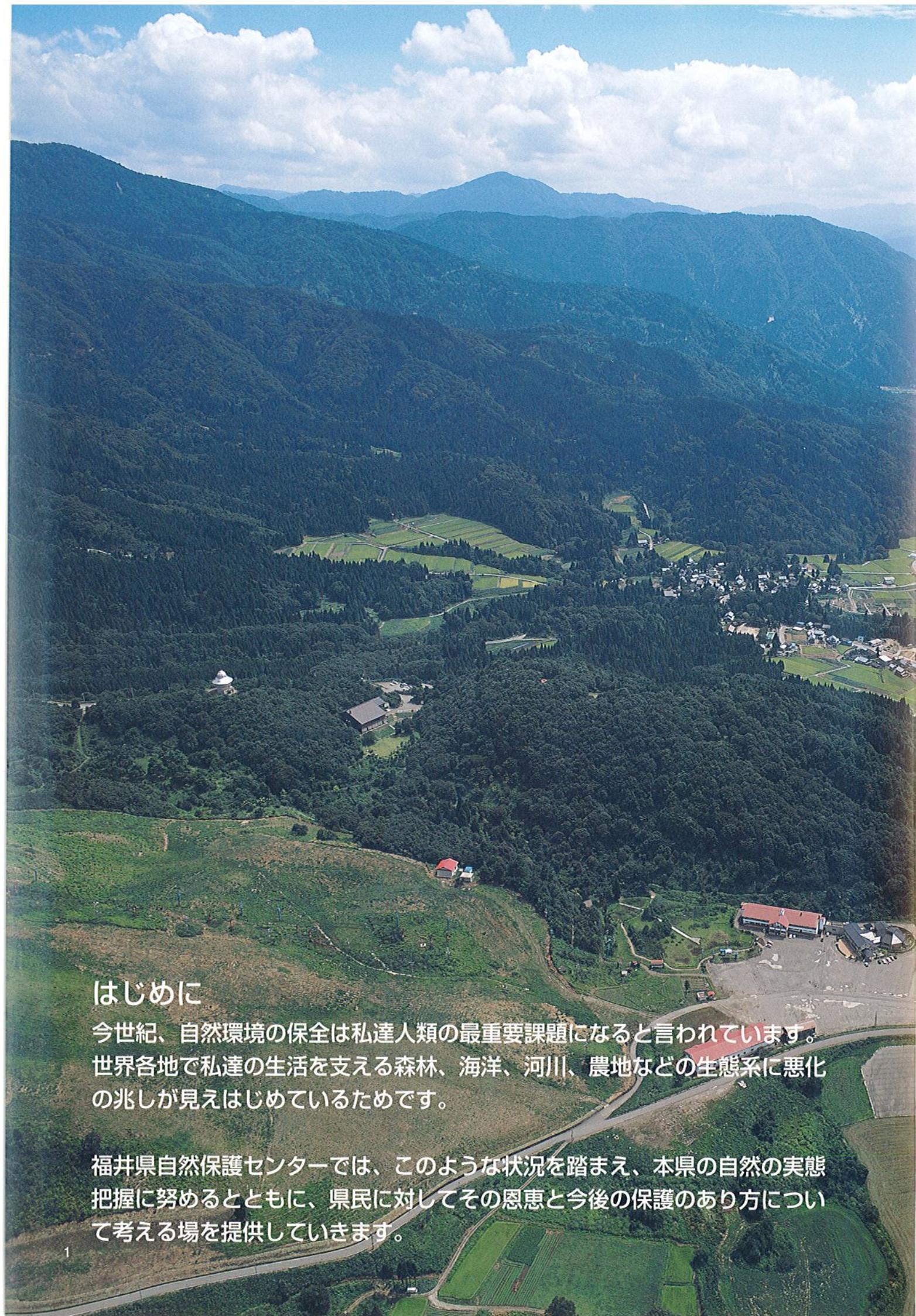


福井県 自然保護センターの概要

Summary of Fukui Nature Conservation Center



福井県



はじめに

今世紀、自然環境の保全は私達人類の最重要課題になると言われています。世界各地で私達の生活を支える森林、海洋、河川、農地などの生態系に悪化の兆しが見えはじめているためです。

福井県自然保護センターでは、このような状況を踏まえ、本県の自然の実態把握に努めるとともに、県民に対してその恩恵と今後の保護のあり方について考える場を提供していきます。



目次

はじめに	1
目次	2
自然保護センターの事業展開	3
本館展示解説	4
観察棟	8
施設平面図・面積表	9
自然観察の森	10
施設概要	11
組織図	12
事業概要	12
関係条例・規則	13
利用案内	15
交通案内	15



■自然保護センターの事業展開

自然保護センターの事業目的は、本県の豊かな自然を背景に自然のすばらしさ、楽しさを伝えることにより、広く県民の中に自然に親しみ、自然を大切にする心を育むことにあります。この目的を達成するため、センターでは下記のような事業を行っています。



■展示事業

自然保護に関する情報や調査研究、資料収集の成果を公開し、県民に自然の素晴らしさと保護の重要性を伝えます。



■指導普及事業

自然を学び、自然と共に存しようとする動機付けの場を県民に提供するため、自然観察会、天体観望会、傷病鳥獣救護等の事業を行います。



■研修養成事業

自然保護に関心を持つ県民を養成するために、ナチュラリスト登録、リーダー養成講習会、普及誌の発行等の事業を行います。



■資料収集事業

各事業を展開する上での基礎となる、自然に関する標本や文献、視聴覚資料等の収集と保管を行います。



■調査研究事業

自然保護を推進するため、本県の重要な自然、希少な動植物等に関する調査を規格・実施します。

福井県自然保護センターは
「郷土の自然を感じたい、知りたい、そして考えたい」
そんなあなたを応援します。

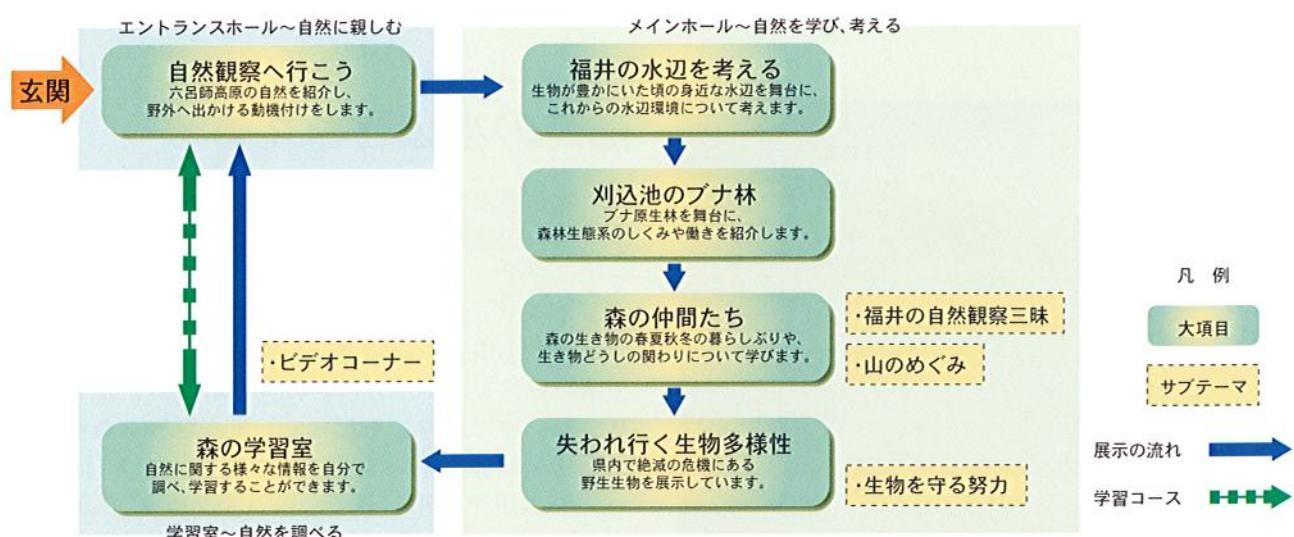
■本館展示解説

展示の目的

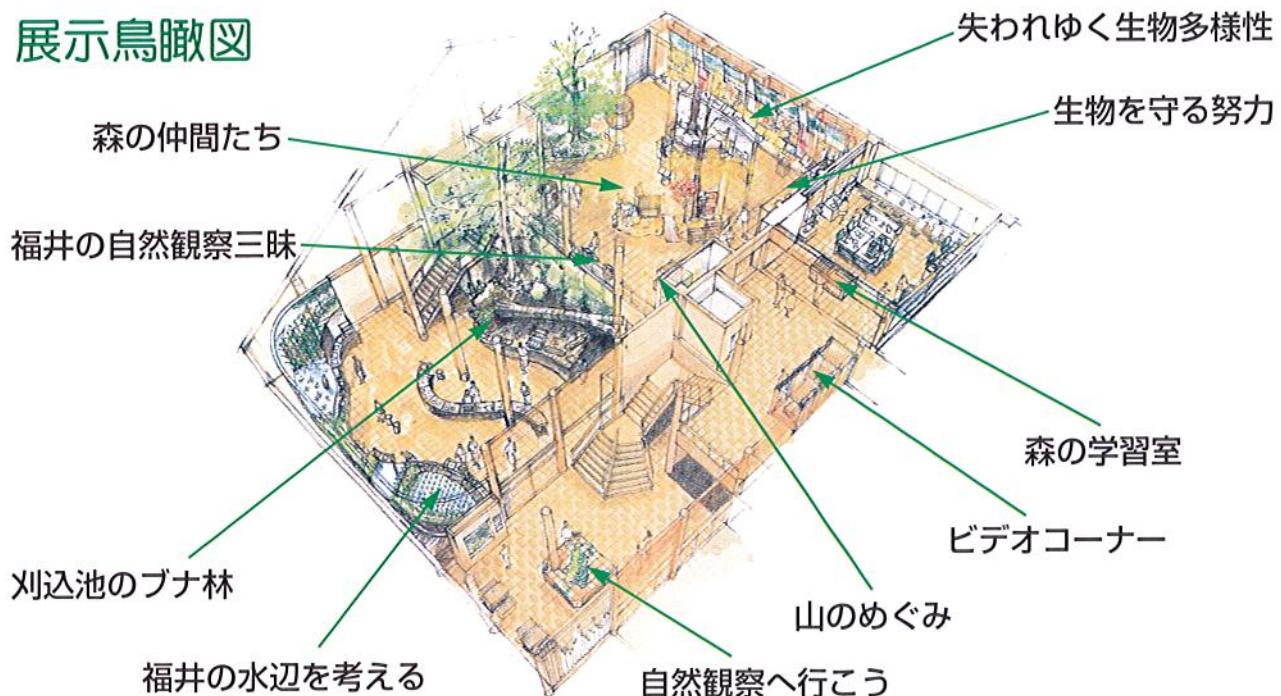
自然保護センターの展示は、平成2年7月の開館以来、一貫して地域の自然の素晴らしさ、楽しさを発信することにより、広く県民の中に、自然に親しみ、自然を大切にする心を育んできました。そして自然環境と自然保護を取り巻く国内外の情勢が大きく変容した状況を鑑み、平成15年3月、展示を一新し、今後の自然保護のあり方について学び考えることが内容としました。とくに現在、

世界的な課題となっている生物多様性保全の問題については重点的に取り上げており、県民にこの問題について関心を持ち、ともに考えていくきっかけを提供していきます。また、環境教育や生涯学習に対応するため、情報技術を大いに利用した情報提供型展示を多く取り入れ、自然や自然保護に関する最新の情報を発信しています。

展示の構成と展開



展示鳥瞰図



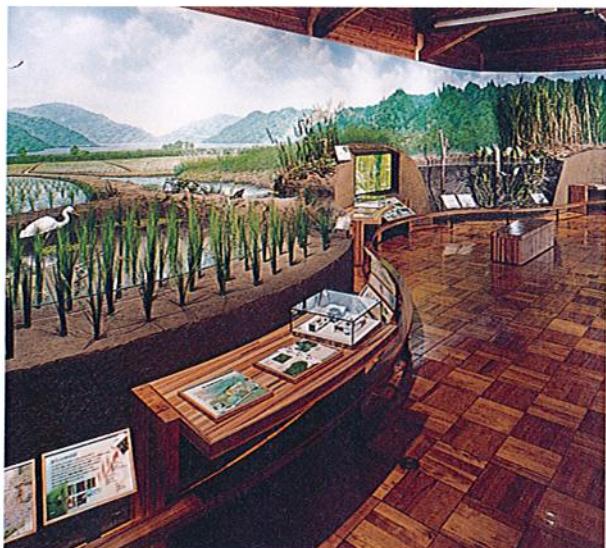
■展示の概要



自然観察へ行こう

このコーナーは来館者を野外へいざなう動気付けの場であるとともに、「自然観察の森」を中心とした六呂師高原を紹介する、ビジターセンターとしての役割も果たしています。

玄関ホールの中央にある500分の1スケールの自然観察の森の立体模型では、センター周辺の地形と植生が一望できるほか、季節に合わせて自然観察の森で見られる生物を実物標本を紹介しています。また、「経ヶ岳の大規模崩壊地形」のコーナーでは、センターが位置する六呂師高原の生い立ちについて、立体模型によって分かりやすく解説しています。



福井の水辺を考える

生物が豊かにいた頃の身近な水辺を舞台に、これから水辺環境について考えることを狙いとしたコーナーです。

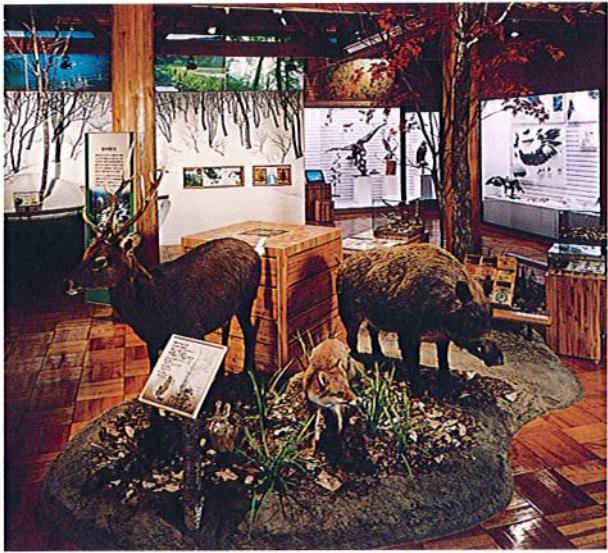
ジオラマで再現した大正から昭和にかけての初夏の水田や小川、ため池ではコウノトリ、いろいろな種類のカエル、メダカ、タガメやトンボ、種々の水草など、今では珍しくなってしまった様々な種類の生き物を紹介しています。このコーナーでは、「なぜ昔の水田や小川には多くの生物がいたのか?」、「今ではどうなってしまったのか?」、「私たちの財産である水辺環境を守るためにこれからどうしたらいいのか?」、「私たちにできることは何か?」について考えるきっかけを提供します。



刈込池のブナ林

刈込池周辺のブナ林を舞台に、原生的なブナ林が今まで保たれてきた仕組みと、森の働きについて紹介しています。

白山国立公園の南の端に位置する刈込池の周辺には、かつての福井県の奥山の姿を現代に伝える貴重なブナ原生林が残っています。展示の中心となるジオラマは、数年前の台風で倒れたブナの大木とその周辺の環境を、実際に現地取材を重ねて再現したものです。ブナの倒木を端緒として、ギャップ更新による森林の維持機構、分解者の働き、そして森林の公益的機能について解説しています。



森の仲間たち

標高400m～1600mの山地帯に広がるブナ・ミズナラ帯の森林を舞台に、森の生き物たちの春夏秋冬の暮らしぶりや生き物どうしの関わりについて紹介しています。

四季の違いが明確な日本の中でも、多雪地域に位置する福井県は、森林環境の季節による変化がとくに顕著に見られる場所です。このコーナーでは、季節ごとのミニジオラマを通して、それぞれの季節における自然の有様を垣間見ることができます。また、環境と生物（春、冬）、昆虫と鳥類（夏）、動物と植物（秋）の関係について、それぞれの季節でトピック的に取り上げており、生態系の仕組みの一端を楽しく学ぶことができます。



失われ行く生物多様性

絶滅の危機に瀕している野生生物の展示を通して、今や緊急的課題となった生物多様性の問題について紹介しています。

福井県自然保護センターの前身の鳥獣保護センターの頃から、20年以上かけて収蔵されてきた資料のうち、特に福井県で絶滅の危機にある生物を剥製などの実物標本を中心に、生息環境（海岸、湖沼、川、里地・里山、山地、亜高山）別に展示しています。また、福井県の絶滅の恐れのある動物種について、パソコンで調べることができるほか、生物を守るために福井県の取り組みについても紹介しています。



森の学習室

自然関係の図書やパソコン、実体顕微鏡などが備えられており、来館者が自然について自ら調べ、学習することができます。

来館者は図鑑を使って生物の名前を調べたり、実体顕微鏡などの器具を使って採集物や標本を観察したりすることで、自然観察の森での自然体験をより実りのあるものにすることができます。また、パソコンで自然情報データベースを利用できるほか、県内外の自然環境保全への取り組みをみることができます。

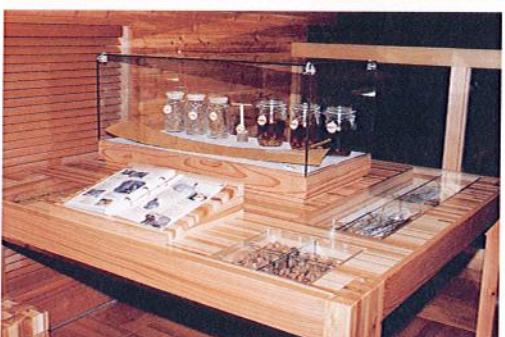
ほかに、自分の生活がどれだけ自然にやさしいかをゲーム形式でチェックできる「エコロ人度チェック」や、特設展示のためのスペースも用意されています。

■ その他のコーナー



福井の自然観察三昧

福井県内の自然観察地を紹介するほか、空からながめた福井の地形（代表的な山々や九頭竜川、海岸線）を鳥の気分になつて見ることができます。



山のめぐみ

カゴや薬などの実物展示を交えながら、かつて山に暮らす人々が生活の様々な場面で、どのように山林原野の自然の恵みを利用していたかを紹介しています。



ビデオコーナー

福井の自然を紹介するセンターのオリジナルビデオを上映する、ブース型シアターです。

■ その他の施設

レクチャーホール

各種AV機器が備えられており、講習会やビデオ上映に利用することができます。

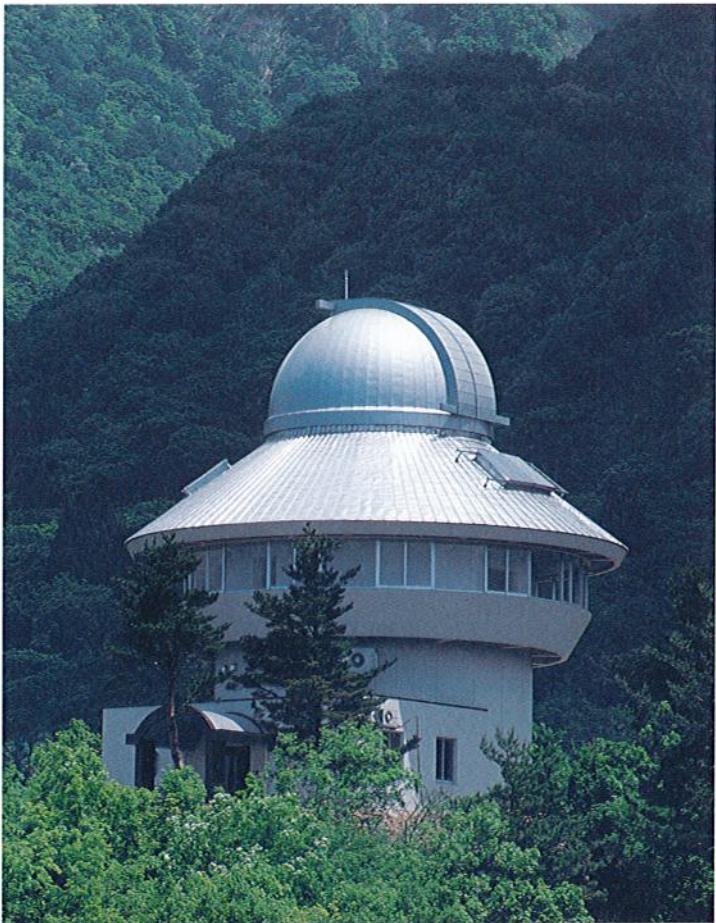


工作室

各種木工道具が備えられており、巣箱作りなどの工作を伴う自然教室に利用することができます。



■観察棟



国内で最大級の口径80cm天体望遠鏡を備えた観察棟



野外観察室

- 大型双眼鏡2台、フィールドスコープ5台を備え、周辺の動植物を観察。
- 360° のパノラマ展望。

プラネタリウム

- 44名収容
- スクリーン直径6.5m

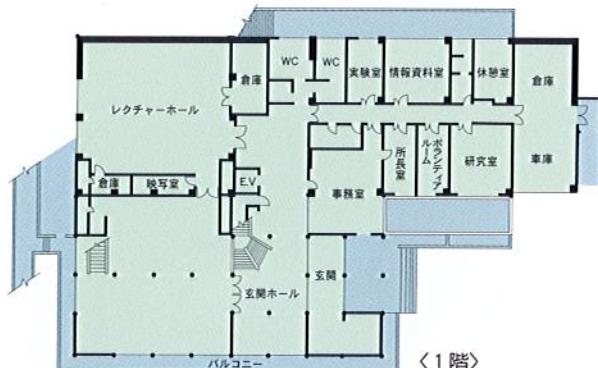
口径80cmの反射望遠鏡

- この望遠鏡で見られる一番くらいうる星—16等級（人間の目では6等級）
- 集光力（人間の目の何倍、光を集めるとか）—13,061倍
- 全店で見える星の数—11,260万個—人間の目では約6,000個
- 倍率（最低有効倍率から最高有効倍率）—120から800倍



■施設平面図・面積表

本館

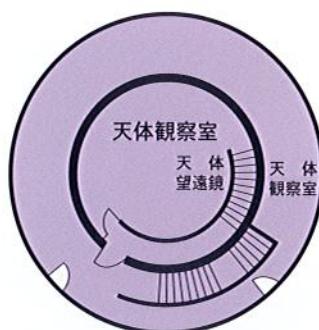
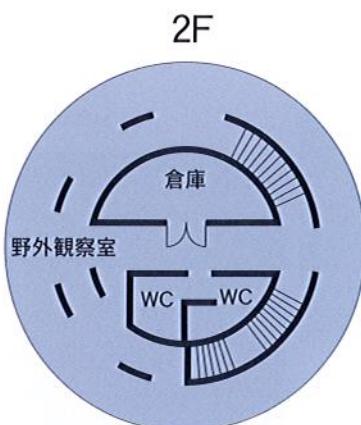


本館面積表(2,111m²)

地階 室名	面積(m ²)	1階		2階	
		室名	面積(m ²)	室名	面積(m ²)
一般資料室	69	展示室	313	展示室	277
乾燥資料室	43	レクチャーホール	165	森の学習室	60
飼育準備室	23	事務室	61	資料室	28
飼育室(4室)	54	所長室	20	工作室	84
機械室	95	ボランティアルーム	19	工作準備室	22
電気室	28	研究室	40	会議室	52
廊下・プロワー室	103	休憩室	28	倉庫	43
ポンプ室・エレベーター		情報資料室	35	暗室・便所・その他	67
他		実験室	20		
		映写室	11		
		車庫	76		
		倉庫	29		
		廊下・更衣室・ボーチ	246		
		玄関・便所・他			
合計	415(m ²)		1,063(m ²)		633(m ²)

3F

観察棟



観察棟面積表(418m²)

階	室名	面積(m ²)	計
1	プラネタリウム室 ホール 事務室 玄関 WC	45 41 16 30	132m ²
2	観察室 倉庫 その他	111 15 28	154m ²
3	天体観察室(内) 天体観察室(外) 階段	45 67 20	132m ²
合計			418m ²

1階 プラネタリウム室 44名収容 スクリーン直径6.5m
2階 野外観察室 50名収容 7台の野外観察用望遠鏡・動・植物の観察
3階 天体観察室 50名収容 口径80cmの反射望遠鏡1台 口径10cmの屈折望遠鏡2台
口径20cmの屈折望遠鏡1台 口径20cmの反射望遠鏡3台
TVカメラ装置の設置

■自然観察の森



施設概要

1. 所在地：大野市南六呂師169-11

2. 施設の概要

(1) 本館（平成2年度完成、平成14年度展示更新）

- ①面積 建て面積：1,151.13m² 延べ面積：2,111.27m²
- ②構造 木造・鉄筋コンクリート混構造3階建（地下1階、地上2階）
- ③施設 1階：展示室、レクチャーホール、ボランティアルーム、事務室等
2階：展示室、森の学習室、工作室、会議室等
地下：資料室、飼育室、等

(2) 観察棟（平成元年度完成）

- ①面積 建て面積：209.62m² 延べ面積：418.86m²
- ②構造 鉄筋コンクリート3階建て
- ③施設 1階：プラネタリウム室（座席44名）、事務室
2階：野外観察室（観察用望遠鏡設置）
3階：天体観測室（80cm反射式望遠鏡1台、付属望遠鏡設置）

(3) 自然観察小屋2棟（平成3年度完成）

- ①面積 1棟の建て面積：19.72m² 1棟の延べ面積：27.36m²
- ②構造 木造2階建て
- ③施設 1階、2階：動物観察室

(4) 自然観察の森（平成4年度完成）

- ①面積 約28ha
- ②施設 広場：学習広場、ファミリー芝生広場
遊歩道：アプローチ道路やとんぼの小道など
湿原等：妻平湿原、馬取池、とんぼの池

3. 施設整備費

(1) センター開設時整備費 約1,330,000千円

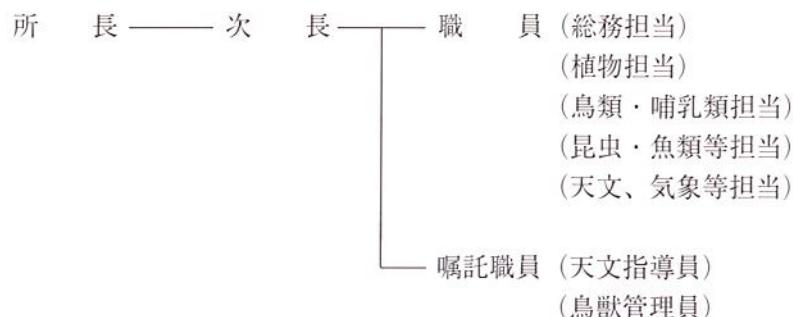
整備概要	整備年度	事業費（概算）
基本設計、実施設計等	S60～S63	31,000千円
本館、観察棟建築工事 (本館) (観察棟)	H元～H2	729,000千円 (583,000千円) (146,000千円)
周辺施設整備工事	H元～H2	70,000千円
展示、備品等施設	H元～H2	354,000千円
自然観察の森整備費	H元～H4	146,000千円
合計		1,330,000千円

(2) 展示更新費 271,461千円

整備概要	整備年度	事業費（概算）
基本設計・実施設計等	H11～H13	15,927千円
展示更新工事	H14	255,534千円
合計		271,461千円

4. 自然保護センター開館日 平成2年7月12日

■組織



■自然保護センターの事業概要

■自然保護センターの事業概要

1. 指導普及事業

- (1) 自然観察会の開催 年8回
- (2) 自然愛護事業の実施
 - ① 愛鳥教室、天文教室の開催 年3回
 - ② 傷病鳥獣救護委託
- (3) 自然観察の森ガイドの実施
 - ・ 団体の予約により随時ミニ観察会を実施
 - ・ 夏休み期間中は一般来館者を対象にミニ観察会の実施
- (4) 天体観望会等の実施
 - ① 天体観望会
 - ・ 毎週土曜日は一般を対象に実施
 - ・ 団体は予約により随時実施
 - ② プラネタリウム
 - ・ 日曜、休日は一般を対象に実施
 - ・ 団体は予約により随時実施

2. 研修、養成事業

- (1) ナチュラリストの養成
- (2) ナチュラリストリーダー養成講習会の開催

3. 調査研究事業

- (1) 渡り鳥保全調査
- (2) ガンカモ科鳥類生息調査
- (3) 自然観察の森周辺環境調査
- (4) その他各種調査事業等

4. 資料収集事業

剥製標本等の製作、収集および分析、整理

■関係条例・規則

福井県自然保護センターの設置および管理に関する条例
(設置)

第1条 自然保護思想の普及を図り、もって県民の文化の向上に寄与するため、福井県自然保護センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、大野に置く。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- ①自然の観察、研究等のために必要な施設または設備の提供
- ②自然の観察、研究等のために必要な助言または指導
- ③自然に関する研修会、講習会等の開催
- ④自然に関する資料の収集、保管および展示
- ⑤自然に関する調査および研究
- ⑥前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的にふさわしい業務

(職員)

第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(施設等の使用の承認)

第5条 センターの施設または設備を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 センターの施設または設備を使用する者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部または、一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 施設

区 分	金 額			
	9時から 12時まで	12時から 17時まで	9時から 17時まで	9時から 17時まで
レクチャーホール	2,700円	4,400円	7,100円	
会 議 室	720円	1,300円	2,020円	
工 作 室	1,400円	2,200円	3,600円	

2 設備

区 分	金額1回(5時間以内)につき
ワイヤレスマイク	190円
カセットレコーダー	190円
スライド映写機	520円
16ミリ映写機	2,800円
ビデオレコーダー	1,300円

福井県自然保護センターの管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県自然保護センターの設置および管理に関する条例（平成2年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、福井県自然保護センター（以下「センター」という。）の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および入館時間)

第2条 センターの本館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 センターの観察棟の開館時間は午前9時から午後9時30分までとする。ただし、日曜日の開館時間は午前9時から午後5時までとする。

3 福井県自然保護センター所長（以下「センター所長」という。）は、必要があると認めるときは、前2項の開館時間および入館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号または第2号に掲げる日が7月21日から8月31日までの日である場合には、休館日としないものとする。

①月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）該当する場合を除く。）

②休日の翌日（土曜日、日曜日または休日に該当する場合を除く。）

③12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に該当する場合を除く。）

2 センター所長は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(入館の拒否)

第4条 センター所長は、センターに入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

①他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

②施設または展示品を損傷するおそれのあるとき。

③前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為をするおそれのあるとき。

(入館者の遵守事項)

第5条 センターに入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

①展示品（特に指定した展示品を除く。）に触れないこと。

②展示品の近くで、インキ、墨等を使用しないこと。

③承認を受けないで展示品の模造、模写または撮影をしないこと。

④所定の場所以外で喫煙または飲食しないこと。

⑤他人に危害を及ぼし、または迷惑となる行為をしないこと。

⑥その他係員の指示に従がうこと。

2 センター所長は、入館者が前項の規定に違反したときは、その者に対する退館を命じ、または必要な措置をとることができる。

(施設等の使用の承認)

第6条 条例第5条の規定により、センターの施設または設備の使用的承認を受けようとする者は、福井県自然保護センター使用承認申請書（様式第1号）をセンター所長に提出しなければならない。

2 センター所長は、前項の申請に対し使用を承認したときは、福井県自然保護センター使用承認書（様式第2号）を公布する。

（使用者の遵守事項）

第7条 センターの施設または設備を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 承認を受けた使用内容を変更しないこと。
 - ② センターの施設または設備をき損し、または汚損しないこと。
 - ③ 使用の承認を受けた施設もしくは設備を転貸し、または当該承認に基づく権利を譲渡しないこと。
 - ④ 館内の秩序または風俗を乱す行為をしないこと。
 - ⑤ 承認を受けないで作品、物品等の販売、寄付金の募集、立看板の掲示その他これらに類する行為をしないこと。
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある行為をしないこと。
- 2 センター所長は、使用者が前項の規定に違反したときは、センターの使用の承認を取り消すことができる。
- 3 使用者は、センターの施設または、設備の使用を終了したときは、原状に回復しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第6条第2項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を還付することができる。

- ① 災害その他不可抗力により施設または設備の使用ができなくなつたとき。
- ② その他センター所長がやむを得ない事由があると認めるとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、福井県自然保護センター使用料還付申請書（様式第3号）に領収書または福井県自然保護センター使用承認書を添えてセンター所長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 条例第7条の規定により、使用料を減免することができる場合およびその減免の額は、次に掲げるとおりとする。

- ① 県、県内の市町村または県内の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、もしくは養護学校が主催する県民のための自然教育、自然保護等に関する事業に使用するとき、使用料に相当する額
- ② その他、センター所長が特に必要があると認めるときセンター所長が必要と認める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、福井県自然保護センター使用料減免申請書（様式第3号）をセンター所長に提出しなければならない。

3 センター所長は、前項の申請に対し減免を承認したときは、福井県自然保護センター使用料減免承認書（様式第5号）を交付する。

（施設等の損傷または滅失の届出）

第10条 入館者および使用者は、センターの施設、設備等を損傷または滅失した時は、遅滞なくその旨をセンター所長に届け出て、その指示に従わなければならぬ。

（その他）

第11条 この規則で定めるものほか、センターの管理および運営に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

平成2年4月1日から施行する。

附則

平成13年4月1日から施行する。

附則

平成15年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日			
福井県自然保護センター所長殿			
申請者	住所	印	
氏名		印	
〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕			
福井県自然保護センター使用承認申請書			
福井県自然保護センターの施設（設備）を使用したいので、次のとおり申請します。			
事業名			
主催者名	所在地	電話	
	名称	代表者	
使用施設（設備）			
使用の概略	事業の概要		
	入場料徵収の有無	有	無（料金円）
	推定入場人員数		
	設置する造作物		
使用期間	年　月　日　時　分から	年　月　日　時　分まで	

様式第4号（第9条関係）

年　月　日			
福井県自然保護センター所長殿			
申請者	住所	印	
氏名		印	
〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕			
福井県自然保護センター使用料減免申請書			
福井県自然保護センターの設置および管理に関する条例第7条の規定により、次のとおり使用料の全部（一部）を免除してくださるよう申請します。			
減免申請の理由			
事業名			
使用施設（設備）			
使用時間	年　月　日　時　分から	年　月　日　時　分まで	
減免を受けようとする額	円		

■自然保護センター利用案内

●休館日 月曜日(休日を除く)、休日の翌日(土・日・休日を除く)

年末年始(12月28日～翌年1月4日)

※7月21日～8月31日は毎日開館します。

館内整理のために臨時に休館する場合があります。

■本館 開館時間/9:00～17:00(入館は閉館30分前まで)入館無料

●展示室 自由に見学できます。

●ネイチャーシアター(団体利用のみ、予約必要)

・野生生物の生き生きとした生態などを大画面で上映します。

■観察棟

●プラネタリウム ●天体観望会

時 間	プラネタリウム(投影時間約30分、定員44名)			天体観望会		
	平 日	土 曜	日曜・休日	平 日	土 曜	日曜・休日
9:00～12:00		予約 (団体)	どなたでも参加できます 10:00～、11:00～ 13:30～、14:30～			
13:00～17:00	予約 (団体)					
4～9月 19:30～21:30				予約 (団体)	どなたでも 参加できます	
10～3月 19:00～21:00						

★休日のプラネタリウムは、日曜日と同じ時間帯で実施します。

★天体観望会は、毎月テーマを決めて実施します。なお、晴天時のみの実施となります。

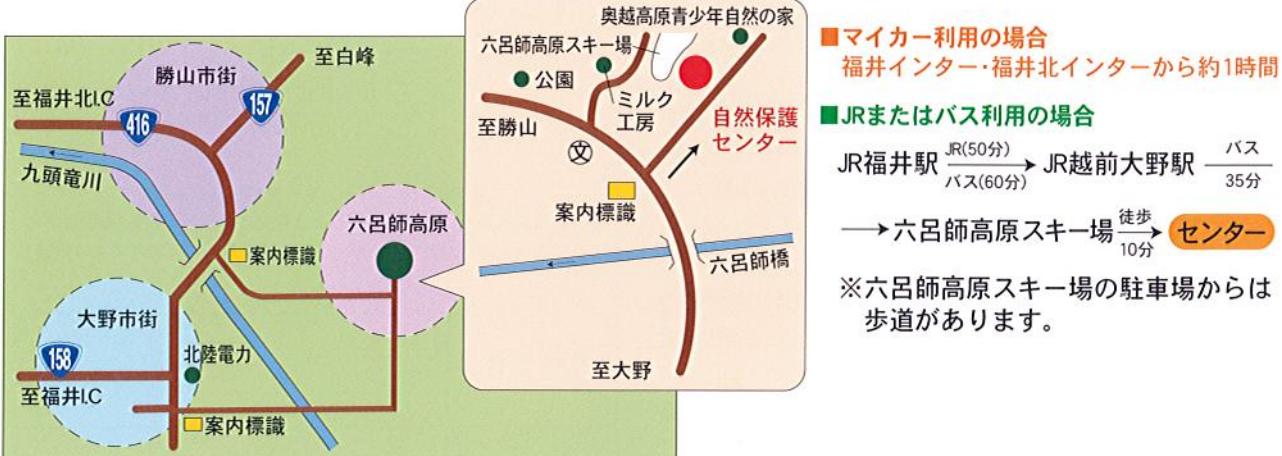
■自然観察の森

●ミニ観察会(団体利用のみ、実施日の1か月前までに予約をしてください)

・自然観察の森で見られる草木や野鳥を観察したりゲームをしたりします。

◎団体利用および予約が必要なものについては、**実施日の1週間前までにお申し込みください**。なお、ミニ観察会については実施日の1か月前までにお申し込みください。

■交通案内



福井県自然保護センター

〒912-0131 福井県大野市南六呂師169-11-2

TEL.0779-67-1655 FAX.0779-67-1656

URL <http://www.fncc.jp/>

E-mail sizen-c@ain.pref.fukui.jp